

(証券コード 9003)

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日) 2023年5月31日

株主各位

横浜市西区北幸一丁目3番23号

相鉄ホールディングス株式会社

代表取締役社長 滝澤 秀之

第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第155期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第155期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.sotetsu.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」又は「証券コード」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9003/teiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使することができます。

3ページから4ページのご案内に従って、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（午前9時に開場いたします。）
2. 場 所 横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 「日輪」（5階）
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第155期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源を節約するため、本紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。なお、監査役及び会計監査人は、各ウェブサイト掲載事項も監査しております。
【事業報告】 主要な事業内容及び事業所等、従業員の状況、主要な借入先、会社の株式に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
【連結計算書類】 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
【計算書類】 株主資本等変動計算書、個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

開催場所 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 「日輪」（5階）

※「招集ご通知」をご持参ください。

株主総会にご出席されない場合

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いします。
- 第2号議案・第3号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」もしくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分到着まで

● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の模様をご自宅等からライブ配信にてご視聴いただくことができます。

配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ライブ配信ウェブサイトは、午前9時頃開設予定です。

視聴方法

1. パソコン、スマートフォン等で下記のURLを入力、またはQRコードを読み取り、専用視聴サイトにアクセスします。

専用視聴サイトURL

<https://sswp.smartstream.ne.jp/sotetsu155/>



2. ライブ配信視聴サイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードをご入力ください。

ID：議決権行使書に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）

パスワード：議決権行使書に記載されている株主様の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁）

＜ご視聴にあたってのご注意事項＞

- ・ライブ配信をご視聴される株主様は当日の決議にご参加いただくことはできません。書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使の上、ご視聴ください。
- ・ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信の視聴方法等に変更がある場合は、最新の情報を当社ウェブサイトでお知らせいたします。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ID及びパスワードの第三者への共有、ライブ配信の模様の録音・録画・公開等は、おやめください。
- ・ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。

■ライブ配信に関するお問合せ先

ID・パスワードについて

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

ライブ配信の視聴方法等について

株式会社東和エンジニアリング コールセンター

0120-922-167 受付日時 6月29日（木）（株主総会当日）9:00～13:00

第1号議案 剰余金配当の件

相鉄グループは、中核事業として鉄道事業を有する公益性の高い業種であり、長期にわたる健全経営が望まれることから、経営環境、設備投資計画等を勘案し、内部留保の充実をはかりながら、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針といたします。

当期の期末配当につきましては、上記の方針や情勢に鑑みまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額 1,469,631,615円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 林 英一、滝澤秀之、吉田 修、平野雅之、加々美光子、恩地祥光、藤川裕紀子の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【ご参考】候補者一覧

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	はやし ひでかず 林 英一 男性	代表取締役会長 再任	11回/11回 (出席率100%)
2	たき ざわ ひでゆき 滝澤 秀之 男性	代表取締役社長 社長執行役員 再任	11回/11回 (出席率100%)
3	ひら の まさ ゆき 平野 雅之 男性	取締役 執行役員 経営戦略室長 再任	11回/11回 (出席率100%)
4	ご とう りょう いち 後藤 亮一 男性	新任	—
5	か が み みつ こ 加々美 光子 女性	取締役 再任 社外 独立役員	11回/11回 (出席率100%)
6	おん じ よし みつ 恩地 祥光 男性	取締役 再任 社外 独立役員	11回/11回 (出席率100%)
7	ふじ かわ ゆき こ 藤川 裕紀子 女性 (戸籍上の氏名：小林 裕紀子)	取締役 再任 社外 独立役員	11回/11回 (出席率100%)

候補者番号

1

はやし
林 英一

1949年1月15日生

男性

再任

所有する当社株式の数

27,176株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1972年4月 当社入社
 1996年11月 当社経営企画室部長 (新規事業担当)
 1998年7月 当社経営企画室部長 (関連事業担当)
 2000年6月 当社取締役 現在に至る
 2005年4月 当社常務執行役員
 2005年4月 当社グループ経営戦略室副室長
 2007年6月 当社専務執行役員
 2007年6月 当社グループ経営戦略室長
 2010年7月 当社経営戦略室長
 2011年6月 当社副社長執行役員
 2012年6月 当社代表取締役 現在に至る
 2013年6月 当社社長
 2013年6月 当社社長執行役員
 2019年6月 当社会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

林英一氏は、代表取締役会長として当社の経営に携わるとともに、長年にわたり当社の経営戦略部門に在籍し、経営に関する豊富な実績を有する等、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

林英一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

たき ざわ ひで ゆき
滝澤 秀之

1959年10月5日生

男性

再任

所有する当社株式の数

15,105株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 当社入社
 2010年 6月 株式会社相鉄ビルマネジメント専務取締役
 2011年 6月 当社執行役員
 2011年 7月 当社経営戦略室部長 (第一統括担当)
 2012年 6月 当社取締役
 2013年 6月 当社経営戦略室長兼経営戦略室部長 (第二統括担当)
 2015年 6月 相模鉄道株式会社専務取締役
 2016年 6月 同社取締役社長
 2019年 6月 当社取締役 現在に至る
 2019年 6月 当社代表取締役 現在に至る
 2019年 6月 当社社長 現在に至る
 2019年 6月 当社社長執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

滝澤秀之氏は、代表取締役社長として当社の経営に携わるとともに、当社グループの中核である相模鉄道(株)において取締役社長として同社の経営に携わる等、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

滝澤秀之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

ひらの
平野 雅之まさ ゆき
1965年2月22日生

男性

再任

所有する当社株式の数

7,629株

取締役会への出席状況

11回/11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1987年 4月 当社入社
 2010年 7月 当社経営戦略室部長 (ブランド戦略担当)
 2012年 6月 株式会社イスト常務取締役
 2017年 6月 相模鉄道株式会社常務取締役
 2018年 6月 当社取締役 現在に至る
 2018年 6月 当社執行役員 現在に至る
 2018年 6月 当社経営戦略室部長 (第三統括担当)
 2019年 6月 当社経営戦略室長 現在に至る

重要な兼職の状況

横浜熱供給株式会社 取締役社長 (代表取締役)
 相鉄ネクストステージ株式会社 取締役社長 (代表取締役)

取締役候補者とした理由

平野雅之氏は、当社取締役として業務執行に携わるとともに、当社グループの中核である相模鉄道(株)において取締役として業務執行の経験を有する等、当社の取締役として重要な資質を有していることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

平野雅之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

ごとう
後藤
りょういち
亮一

1967年1月13日生

男性

新任

所有する当社株式の数

5,575株

略歴、当社における地位、担当

1989年 4月 当社入社
2014年 7月 当社経営戦略室部長（第二統括担当）
2019年 6月 相鉄ビジネスサービス株式会社取締役社長 現在に至る
2019年 6月 相鉄保険サービス株式会社取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

後藤亮一氏は、当社グループの事業会社各社において取締役社長として経営に携わるとともに、当社経営戦略部門に在籍し財務・会計に対する高い専門性を有する等、当社の取締役として重要な資質を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他取締役候補者に関する特記事項

後藤亮一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

か が み みつ こ
加々美 光子

1958年5月18日生

女性

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

200株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1985年4月 東京地方裁判所判事補
 1995年1月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 現在に至る
 2015年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社メディパルホールディングス 社外取締役
 信越化学工業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

加々美光子氏は、弁護士としての法令等に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

1. 加々美光子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 加々美光子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 加々美光子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

候補者番号

6

おん じ よし みつ
恩 地 祥 光

1954年11月1日生

男性

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1994年 4月 株式会社ダイエー経営企画本部長
 1998年 9月 株式会社アール・イー・パートナーズ取締役副社長
 1999年12月 有限会社オズ・コーポレーション取締役 (代表) 現在に至る
 2010年 6月 株式会社レコフ事務所 (現 株式会社レコフ)
 代表取締役社長兼CEO
 2016年10月 同社代表取締役会長
 2020年 6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

東京建物株式会社 社外取締役
 日本調剤株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

恩地祥光氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

1. 恩地祥光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 恩地祥光氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 恩地祥光氏の社外取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって3年であります。

候補者番号

7

ふじ かわ ゆ き こ
藤川 裕紀子

(戸籍上の氏名：小林 裕紀子)

1965年3月16日生

女性

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位、担当

1992年3月 公認会計士登録 現在に至る
 1998年6月 金融監督庁(現 金融庁) 検査部金融証券検査官
 2000年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長 現在に至る
 2004年12月 税理士登録 現在に至る
 2012年1月 税理士法人会計実践研究所代表社員 現在に至る
 2020年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

鹿島建設株式会社 社外監査役
 星野リゾート・リート投資法人 監督役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

藤川裕紀子氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会において有益な発言を行っていることから、社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、当社の経営に対する助言と監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

1. 藤川裕紀子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤川裕紀子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 藤川裕紀子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
4. 藤川裕紀子氏が2014年6月から2022年6月まで社外取締役を務めておりました東洋証券株式会社は、「米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が認められたとして2018年12月21日に関東財務局より業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実を事前には認識しておりませんでした。同社の社外取締役として、取締役会等を通じて、従前から法令遵守やガバナンス態勢強化について積極的に意見を述べておりました。また、行政処分を受けた後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制態勢の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っておりました。

(注) 1. 社外取締役候補者との責任限定契約について

加々美光子、恩地祥光及び藤川裕紀子の各氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約は、職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 小島 弘、米田誠一、中西 智の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

みね ぎし

峯岸

やす ひろ

恭博

1964年8月19日生

男性

新任

所有する当社株式の数

6,192株

略歴、当社における地位

1987年 4月 当社入社
 2013年 1月 当社経営戦略室部長（ブランド戦略担当）
 2013年 7月 当社経営戦略室部長（第一統括担当）
 2014年 7月 当社総務部長
 2015年10月 当社総務部長兼労務部長 現在に至る
 2017年 6月 当社執行役員 現在に至る
 2019年 6月 相鉄ウィッシュ株式会社取締役社長 現在に至る

監査役候補者とした理由

峯岸恭博氏は、当社執行役員として業務執行に携わるとともに、当社管理部門及び経営戦略部門を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する等、当社の監査役として重要な資質を有していることから、監査役候補者として選任をお願いするものであります。

その他監査役候補者に関する特記事項

1. 峯岸恭博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 峯岸恭博氏は、2023年6月26日をもって、相鉄ウィッシュ株式会社取締役社長（代表取締役）を退任する予定であります。

候補者番号

2

なかにし さとる
中西 智

1953年8月31日生

男性

再任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

監査役会への出席状況

11回／11回 (出席率100%)

略歴、当社における地位

2011年4月 株式会社三井住友銀行代表取締役兼副頭取執行役員
 2011年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ代表取締役
 2013年4月 株式会社SMFGカード&クレジット取締役
 2013年6月 株式会社セディナ(現 SMBCファイナンスサービス株式会社) 代表取締役社長
 2019年4月 同社特別顧問 現在に至る
 2019年6月 当社監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

SMBCファイナンスサービス株式会社 特別顧問

社外監査役候補者とした理由

中西智氏につきましては、経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

1. 中西智氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中西智氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 中西智氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号

3

の ざわ やす たか
野澤 康隆

1961年5月4日生

男性

新任

社外

独立
役員

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位

2017年 6月 株式会社横浜銀行代表取締役常務執行役員
 2018年 6月 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ取締役
 2018年 6月 株式会社東日本銀行代表取締役副頭取
 2020年 6月 株式会社浜銀総合研究所代表取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社浜銀総合研究所 代表取締役会長

社外監査役候補者とした理由

野澤康隆氏につきましては、経営者としての経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かしていただきたく、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

その他社外監査役候補者に関する特記事項

1. 野澤康隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野澤康隆氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1. 社外監査役候補者との責任限定契約について

中西智氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

野澤康隆氏の選任が承認可決された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約は、職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】

第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営・経営戦略	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント	サステナビリティ	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業	海外事業
取締役	林 英 一	●	●				●		●	
	滝 澤 秀 之	●	●			●		●		
	平 野 雅 之	●		●		●	●			
	後 藤 亮 一	●	●			●		●		
	加々美 光 子【社外】			●	●	●				
	恩 地 祥 光【社外】	●			●			●		●
	藤 川 裕紀子【社外】		●			●		●	●	
監査役	橋 本 暁 彦		●		●			●		
	峯 岸 恭 博		●	●	●					
	三 木 章 平【社外】	●	●		●					
	中 西 智【社外】	●	●							●
	野 澤 康 隆【社外】	●	●		●					

- (注) 1. 上記スキルマトリックスは、各人の有する複数のスキルのうち、専門性の高い主要なものだけに●印をつけています。
2. 取締役総数における社外取締役比率は42.9%となりますが、これに監査役を加えた社外役員比率は50%となります。

(スキルマトリックスに関する考え方)

当社では、取締役会全体の機能強化を図り、当社グループが持続的に発展するために、当社の経営環境、事業特性、事業規模及び中長期的な経営の方向性や事業戦略に照らし合わせ、当社の取締役及び監査役として必要な知識・経験・能力等のスキルを定めております。

当社の取締役及び監査役として必要なスキルは、取締役会の実効性と適正性を確保し、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応するための企業経営・経営戦略、財務・会計、人事・労務、法務・リスクマネジメント及びサステナビリティに関するスキルと、当社グループが有する運輸業、流通業、不動産業及びホテル業並びに海外事業に関する専門的なスキルであると考えております。

当社の取締役及び監査役として必要なスキルについては、取締役会の実効性評価等を活用し、適宜、必要な見直しを行うこととしております。

I 企業集団の現況に関する事項

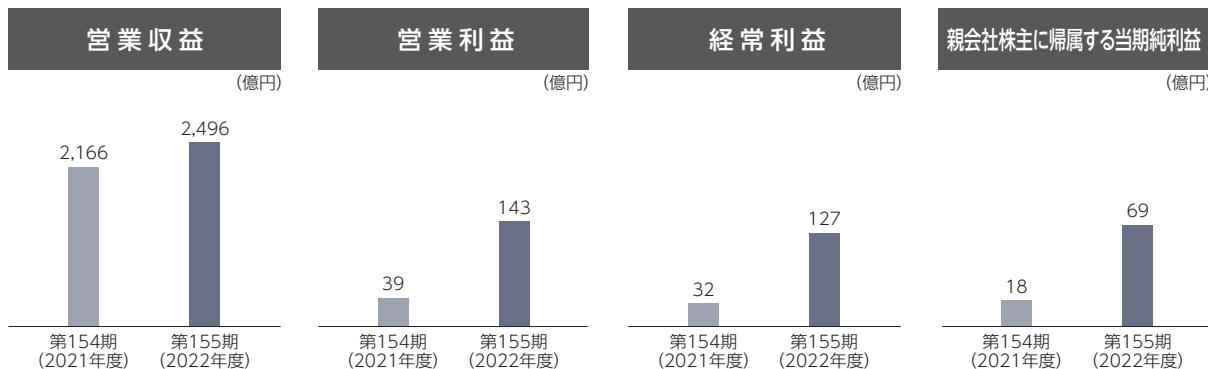
1. 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、Withコロナを前提とした経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな持ち直しの動きが継続しました。しかしながら、地政学リスクの高まりによる原油価格及び原材料価格の高騰により、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢下におきまして、相鉄グループでは鋭意業績の向上に努めました結果、当期の連結営業収益は2,496億6千7百万円（前期比15.2%増）となり、連結営業利益は143億4千8百万円（前期比258.9%増）、連結経常利益は127億3千5百万円（前期比286.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は69億8千万円（前期比276.2%増）を計上するにいたしました。

相鉄グループは、激変する経営環境に迅速に対応する強靱な連結経営体制の構築を図るため、既存事業における「構造改革の断行」と新たな「稼ぐ力の強化」に向けた取り組みを推進してまいりました。当期は、2023年3月に相鉄・東急直通線が開業したほか、不動産業におけるタイ王国の分譲マンション開発事業2件目への参画、星川駅～天王町駅間高架下の新施設「星天qlay（ホシテンクレイ）」（第1期）のオープン、ホテル業における5店舗の新規開業等、将来を見据えた取り組みを強化し、「選ばれる沿線の創造」と「事業領域の拡大」に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症も落ち着きつつあり、事業にとっては明るい兆しが見えています。しかしながら、お客様の行動変容の影響は多大であり、現在、早期の業績回復を目指し、グループ一丸となり全力で取り組んでおります。

以下、事業別の状況についてご報告いたします。



運 輸 業

鉄道業におきましては、輸送面では、3月18日に相鉄・東急直通線が開業し、同日付でダイヤ改正を実施したほか、「デザインブランドアッププロジェクト」のコンセプトを反映した東急直通線用新型車両21000系24両を新造いたしました。施設面では、星川駅東口通路及び海老名駅北口改札の使用を新たに開始し、利便性の向上に努めました。安全面では、瀬谷駅をはじめとする6駅にホームドアを設置したほか、鶴ヶ峰駅付近連続立体交差工事が都市計画事業として認可され、着工いたしました。また、早期のホームドア全駅整備等を確実に推進するため、3月18日から鉄道駅バリアフリー料金の収受を開始いたしました。営業面では、IC通勤定期券の有効区間に「西谷駅～新横浜駅」が含まれている場合に、追加運賃なく横浜駅で乗降できる「YOKOHAMAどっちも定期」のサービスを開始いたしました。さらに、相鉄・東急直通線の開業を記念して「相鉄・東急新横浜線スタンプラリー」を実施したほか、「相鉄・東急新横浜線開業記念時刻表」等を販売いたしました。

バス業におきましては、環境に配慮したハイブリッドバス及びドライバー異常時対応システムを装備した車両等19両を導入したほか、安全性を高めたASV（先進安全自動車）仕様の高速バス1両を導入いたしました。また、星川駅駅前広場の開業によりバス乗り入れを開始し、利便性の向上を図るとともに、各営業所において、需要の動向に合わせたダイヤ改定を実施いたしました。さらに、横浜市交通局から一部路線の移管を受けたほか、高速乗合バス「横浜駅西口・新横浜・たまプラーザ～軽井沢・草津温泉」線の運行を新たに開始し、収益力の向上に努めました。そのほか、よこはま動物園ズーラシア園内バスの運行管理及び車両管理業務を新たに受託いたしました。

以上の結果、運輸業全体の営業収益は356億7千9百万円（前期比 8.5%増）、営業損失は8億9千2百万円（前年同期は営業損失19億9千1百万円）となりました。

流 通 業

スーパーマーケット業におきましては、横浜市保土ヶ谷区の「そうてつローゼン星川駅前店」を開業したほか、横浜市神奈川区の「そうてつローゼンオルト新子安店」をはじめとする13店舗において改装等を実施し店舗の活性化を図った一方で、経営効率化のため「そうてつローゼン平塚梅屋店」等3店舗を閉店いたしました。また、新しい販売チャネルとして、デリバリー&テイクアウトアプリ「menu」を使用したサービスを一部店舗に導入するとともに、移動スーパー「ローゼンGO」の販売エリアを拡大し、収益力の向上に努めました。さらに、創業60周年記念企画の実施や相鉄・東急新横浜線開業記念商品の販売、ウェルカムカードランク別ポイント倍増DAYの開始により販売促進を強化いた

しました。そのほか、パンの製造・販売業では、「葉山ボンジュール相鉄横浜駅店」をはじめとする4店舗を開業し、収益力の向上に努めました。

その他流通業におきましても、駅売店の一部を改装したほか、冷凍食品等の自販機コーナー「時遊商店 by ist」を開業する等、厳しい事業環境のなか、積極的な営業活動に努めました。

以上の結果、流通業全体の営業収益は939億5千1百万円（前期比1.0%減）、営業利益は5億8千6百万円（前期比66.1%減）となりました。

不動産業

不動産分譲業におきましては、横浜市緑区の「グレースシア横浜十日市場」、藤沢市の「グレースシア湘南藤沢テラス」及び平塚市の「グレースシア湘南平塚海岸」等の集合住宅並びに横浜市港北区の「グレースシアライフ新綱島」及び横浜市保土ヶ谷区の「グレースシアライフ横濱西谷」の戸建住宅を中心に、集合住宅及び戸建住宅506戸を分譲いたしました。

不動産賃貸業におきましては、星川駅～天王町駅間高架下の新施設「星天qlay（ホシテックレイ）」（第1期）をオープンしたほか、ゆめが丘大規模集客施設の建設工事に着手するとともに、引き続き横浜駅きた西口鶴屋地区における市街地再開発事業の事務局業務に注力する等、魅力ある沿線の街づくりを推進いたしました。また、「相鉄ライフ」と「港南台バース」の各ポイントカードを「ジョイナスポイントカード」に統一し、利便性の向上に努めました。そのほか、「パークアンドライド」サービスの対象となる施設及び駐車場を拡大する等、環境負荷低減を図る取り組みを実施いたしました。

以上の結果、不動産業全体の営業収益は703億8千3百万円（前期比24.8%増）、営業利益は162億7千5百万円（前期比5.8%増）となりました。

ホテル業

ホテル業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き厳しい事業環境となりましたが、行動制限等の緩和により一定の需要回復が見られました。「横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ」においては、全国旅行支援に合わせた宿泊プランの提供と各種規制の緩和による外国人需要の獲得、さらに会食を伴う宴会や婚礼の受注強化、ベネズエラ産の希少カカオ「チュアオ」を使用した新商品のプロモーションを実施する等、集客力及び収益力の向上に努めました。また、日本料理「木の花」において、需要が高いパーソナルユースに対応すべく、全席個室化工事を実施いたしました。サステナビリティ取り組みにおいては、横浜市SDGs認証制度（Y-SDGs）にて最上位のSup

reme（スプリーム）を獲得いたしました。宿泊特化型ホテルにおいては、「相鉄グラウンドフレッサ 高田馬場」をはじめとする5店舗を開業したほか、新たにパートナーホテル事業を開始し、相鉄ホテルズが持つ会員プログラムをはじめとした宿泊販売基盤やノウハウの提供により、加盟ホテルの売上向上と運営の効率化をサポートする体制を構築し、事業基盤を拡充いたしました。また、Withコロナ時代に対応した非対面・非接触型サービスの拡充のため、セルフチェックイン・チェックアウト端末の導入を推進いたしました。

以上の結果、ホテル業全体の営業収益は359億6千5百万円（前期比87.7%増）、営業損失は26億9千7百万円（前年同期は営業損失122億3百万円）となりました。

そ の 他

ビルメンテナンス業におきましては、スマートフォン等を活用したクラウド型施設管理ソリューション「Facility Log®」（ファシリティールog）の導入施設を76施設に拡大する等、ICTの積極的な活用による業務の効率化を推進したほか、積極的な営業活動により新規物件及び既存物件における周辺業務受注拡大を図るとともに、良質かつ安定したサービスの提供に努めました。

その他の各社におきましても、業績の向上を図るべく、積極的な営業活動に努めました。

以上の結果、その他全体の営業収益は242億6千8百万円（前期比5.9%増）、営業利益は10億6千6百万円（前期比1.7%減）となりました。

2. 対処すべき課題

相鉄グループを取り巻く環境は、少子高齢化や市場の成熟、競争の激化等の環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症による経済社会構造の変化、足元でのエネルギー価格高騰や国際情勢に端を発した各種原材料高騰など、運輸業やホテル業、流通業をはじめとして相鉄グループの業績に大きく影響を与えています。2021年11月に策定した「長期ビジョン“Vision2030”」では、基本理念を実現すべく、『「選ばれる沿線の創造による安定基盤確立」と『事業領域の拡大を通じた中長期の成長基盤増強』のバランスの取れた深耕]、「ニューノーマルへの移行を前提とした『構造改革の断行』と『稼ぐ力の強化』」を経営方針に掲げております。

さらに、これまで以上に注力していく経営方針として、グループの有する事業ポートフォリオを最大限に活かし、相乗効果を発揮すべく「グループ総合力の最大化」と、グループが次の100年においても持続的な企業経営が維持できるよう「サステナビリティの追求」掲げており、早期の業績回復とさらなる成長を目指して、以下の項目に取り組んでまいります。

事業
基盤
の
拡
充

既存領域の強化と再構築

1 既存事業における「構造改革の断行」と新たな「稼ぐ力の強化」

- ◆固定費削減や事業ポートフォリオ見直しを主とする構造改革の断行
- ◆Withコロナによる新たなニーズの捕捉やデジタル化の急速な進展等を活用した稼ぐ力の強化

3 「選ばれる沿線」の創造

- ◆都心への相互直通を契機としたグループとしての沿線の開発・活性化の推進

成長の加速・新たな領域への挑戦

2 収益の柱としての「不動産事業の抜本的な強化」

- ◆開発・投資対象としての幅広いマーケットの補足
- ◆不動産開発に係るグループベースでの組織体制の強化

4 沿線外・海外への展開拡充と新たな事業領域への拡大

- ◆沿線外や海外における事業の強化
- ◆グループ内外との積極的な連携による新たな事業領域への進出

経営
基盤
の
強
化

5 グループベースでの人財/DX/組織・経営管理の整備・強化

- ◆グループ横断的なデジタル基盤の構築
- ◆人財の育成・活用、組織・経営管理体制の見直し・構築

6 ESG/SDGsへの取り組み強化

- ◆「相鉄グループサステナビリティ方針」に基づきサステナビリティ経営を推進
- ◆4つの重点テーマ（安全・安心、環境、社会、ガバナンス）のうち環境面での取り組みをさらに加速

【ご参考】相鉄グループのサステナビリティ取り組み

相鉄グループ サステナビリティ方針	重点テーマ	重要課題（マテリアリティ）
<p>お客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献するために</p> <p>相鉄グループは、様々なステークホルダーとの協働のもと、事業活動を通じた何世代にも亘り暮らし続けられるまちづくりを起点とし、相鉄グループを取り巻く環境・社会課題の解決に向けた取り組みを通じて、持続的な社会の実現に貢献できる企業を目指します。</p>	安全・安心	① お客様の安全
		② 従業員の健康と安全
	環境	③ 気候変動の緩和と適応
		④ 資源循環への貢献
	社会	⑤ ダイバーシティ&インクルージョンの推進
		⑥ お客様満足の実現（CS）
		⑦ 地域社会への貢献
		⑧ 持続的な生活インフラの整備
		⑨ 技術革新の活用
	ガバナンス	⑩ ガバナンスの充実
		⑪ コンプライアンス経営の推進

相鉄グループは、純粹持株会社体制のもと、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という相鉄グループ「基本理念」に則り、経営の普遍的価値観を（1）徹底したお客様視点の実践（2）グループ連結利益の最大化（3）活力ある企業風土の醸成（4）よりよい社会への貢献、の4項目に集約し「経営姿勢」として掲げ、各社の自己責任の原則による自立経営を推進するとともに相互の連携を強化し、長期ビジョン“Vision2030”の目標達成に向けて、お客様をはじめとするすべてのステークホルダー、そして株主様の期待に応えるべく努力してまいります。

以上のように、積極的な経営に全力で取り組み、グループ全体の業績の回復に努めてまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資等の状況

当期の設備投資額は390億8千3百万円で、その主なものは以下のとおりであります。

完成した主な工事等

	会社名	主要な設備投資の内容
運輸業	相模鉄道(株)	車両新造 21000系 24両 ホームドア設置（瀬谷駅、三ツ境駅、南万騎が原駅、緑園都市駅、弥生台駅、いずみ野駅）
	相鉄バス(株)	車両新造 20両
流通業	相鉄ローゼン(株)	そうてつローゼン星川駅前店新設
不動産業	相鉄不動産(株)	KNOCKS星川（星川駅前相鉄共同ビル）取得
ホテル業	(株)相鉄ホテルマネジメント	自動チェックイン・チェックアウト機導入
	タンヴァンホテル開発投資(株)	「相鉄グランドフレッサ サイゴン」開発計画竣工

施工中の主な工事等

	会社名	主要な設備投資の内容
運輸業	相模鉄道(株)	ホームドア整備及び付帯工事 東急相互直通車両新造工事 海老名駅改良工事 ゆめが丘駅改良工事 鶴ヶ峰駅付近連続立体交差事業
不動産業	相鉄不動産(株)	各所賃貸マンション計画
	(株)相鉄アーバンクリエイツ	ゆめが丘地区開発計画 横浜駅きた西口鶴屋地区再開発計画 星川・天王町駅間高架下開発計画 保有物件各所改修・設備更新工事
ホテル業	相鉄ホテル開発台湾(株)	「相鉄グランドフレッサ 台北西門」出店計画
	ハイメッタカルナパンヤ(株)	「相鉄グランドフレッサ バンコク」開発計画
その他	横浜熱供給(株)	熱源機器更新工事

4. 資金調達の状況

当社は、借入金の返済資金に充当するため、2022年6月に無担保社債150億円を発行いたしました。なお、相鉄グループの当期末の借入金及び社債の残高は、3,552億3千万円となり、前期末に比べ20億7千9百万円増加いたしました。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第152期 2019年度	第153期 2020年度	第154期 2021年度	第155期 (当期) 2022年度
営業収益 (百万円)	265,100	221,136	216,684	249,667
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	26,423	△ 3,148	3,998	14,348
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	23,903	△ 4,572	3,294	12,735
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	14,631	△ 13,057	1,855	6,980
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	149.33	△ 133.27	18.94	71.25
総資産 (百万円)	620,929	619,410	623,412	646,951

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2021年度の期首より、当社及び国内連結子会社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

第155期定時株主総会招集ご通知 書面交付請求用

事業報告

企業集団の現況に関する事項

重要な親会社及び子会社の状況

会社役員に関する事項

連結貸借対照表

連結損益計算書

貸借対照表

損益計算書

連結計算書類に係る会計監査人の
監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

相鉄ホールディングス株式会社

I 企業集団の現況に関する事項

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業内容
相模鉄道(株)	100	100.00	鉄道業
相鉄バス(株)	100	100.00	バス業
相鉄ローゼン(株)	100	100.00	スーパーマーケット業
相鉄不動産(株)	100	100.00	土地建物の売買業
(株)相鉄アーバンクリエイツ	923	100.00	建物賃貸、駐車場業
(株)相鉄ビルマネジメント	40	(100.00)	店舗賃貸、駐車場業
相鉄ホテル(株)	100	100.00	ホテル業
(株)相鉄ホテルマネジメント	100	100.00	ホテル業
相鉄企業(株)	100	100.00	ビルメンテナンス業

(注) ()内の数字は、間接所有による出資比率であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額 百万円	当社の総資産額 百万円
(株)相鉄アーバンクリエイツ	横浜市西区南幸二丁目1番22号	125,495	519,603

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当		重要な兼職の状況等
林 英 一	代表取締役会長		
滝 澤 秀 之	代表取締役社長		
吉 田 修	取締役	総務部担当 労務部担当	
平 野 雅 之	取締役	経営戦略室長	横浜熱供給株式会社 取締役社長（代表取締役） 相鉄ネクストステージ株式会社 取締役社長（代表取締役）
加々美 光 子	取締役		弁護士 株式会社メディパルホールディングス 社外取締役 信越化学工業株式会社 社外監査役
恩 地 祥 光	取締役		有限会社オズ・コーポレーション 取締役（代表） 東京建物株式会社 社外取締役 日本調剤株式会社 社外取締役
藤 川 裕紀子 （戸籍上の氏名） （小林 裕紀子）	取締役		公認会計士 鹿島建設株式会社 社外監査役 星野リゾート・リート投資法人 監督役員
小 島 弘	常勤監査役		
橋 本 暁 彦	常勤監査役		
米 田 誠 一	監査役		株式会社朋栄 監査役
三 木 章 平	監査役		公益財団法人日本生命済生会 理事長 南海電気鉄道株式会社 取締役監査等委員
中 西 智	監査役		SMB C ファイナンスサービス株式会社 特別顧問

- (注) 1. 取締役 加々美光子、取締役 恩地祥光及び取締役 藤川裕紀子は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役 加々美光子、取締役 恩地祥光及び取締役 藤川裕紀子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 米田誠一、監査役 三木章平及び監査役 中西 智は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役 米田誠一、監査役 三木章平及び監査役 中西 智を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役 小島 弘は、2008年6月から2012年6月までの4年間、当社の常勤監査役の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役 橋本暁彦は、子会社において長年にわたる経理業務の経験を有する等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 2023年3月31日現在の執行役員の状況は、以下のとおりであります。

役 位	氏 名	担 当 ・ 委 嘱
社長執行役員	滝 澤 秀 之	
執行役員	吉 田 修	総務部担当 労務部担当
執行役員	平 野 雅 之	経営戦略室長
執行役員	峯 岸 恭 博	総務部長 労務部長

上記のほか、千原広司、加藤尊正、森村幹夫、阿部眞一、鈴木正宗、斉藤 淳、後藤亮一、左藤 誠、曾我清隆、金城正浩及び大久保忠昌は「相鉄グループ執行役員」に就任しております。なお、佐武 宏は、逝去により2023年3月31日をもって「相鉄グループ執行役員」を退任いたしました。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び内容の概要

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、これまで指名・報酬諮問委員会
で審議されてきた内容に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職責と当社の事業規模及び業績等を総合的に勘案した適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、役位と経験に基づく資格に応じた固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、業績連動しないものとしたします。業績連動報酬等については、当社グループは、中核事業として鉄道事業を有する公共性の高い業種であることから、長期にわたる健全経営を重視し、その支給割合等の方針を定めるものとしております。また、これらの具体的な内容を内規（以下、「取締役報酬内規」という。）として定めております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等について、公平な見地から意見を聴取し、取締役会の機能の独立性・客観性を強化することを目的として、取締役5名（うち社外取締役3名）を委員とし、うち1名の社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この指名・報酬諮問委員会が取締役報酬内規に基づき決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的に指名・報酬諮問委員会の審議結果を尊重し、その審議結果が決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等額は、2015年6月26日開催の第147期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。なお、社外取締役分の報酬等額については、2019年6月27日開催の第151期定時株主総会決議により、年額40百万円以内に改定されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）であります。

当社監査役の報酬等額は、2015年6月26日開催の第147期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役報酬内規に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、その配分を代表取締役会長 林 英一に一任することを取締役会で決議しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び会社の業績をふまえた業績連動報酬の額の決定であり、これらの権限を一任した理由は、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているとの判断によるものであります。なお、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議結果を取締役会において確認しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	202 (35)	189 (35)	12 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	78 (30)	78 (30)	-	5 (3)

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等は、当事業年度内に支給したものでありますが、新型コロナウイルスによる業績悪化に鑑み、役員報酬の一部を自主返上しております。
3. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（以下、「KPI」という。）を反映し、原則として直近に公表された中期経営計画の連結営業利益及び連結当期純利益の達成率並びに普通配当額の増減率に応じて算出された額を月例の業績連動報酬等として支給しております。このKPI及び業績連動報酬等の算出方法は、取締役報酬内規に定めており、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬諮問委員会の審議結果をふまえた見直しを行うものいたします。
 (参考) KPIの推移は、「I 企業集団の現況に関する事項 5.財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。
4. 監査役の報酬は、基本報酬のみとし、株主総会の決議の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏が業務執行者又は社外役員を兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏 名	出席状況及び主な活動状況等
取締役	加々美 光子	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべてに出席しております。弁護士としての法令等に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会において、委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役	恩 地 祥 光	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべてに出席しております。他社での経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員として意見を述べ、委員会での活発な審議に貢献をしております。
取締役	藤 川 裕紀子	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべてに出席しております。公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と幅広い経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を積極的に行っております。また、指名・報酬諮問委員会委員として意見を述べ、委員会での活発な審議に貢献をしております。
監査役	米 田 誠 一	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役	三 木 章 平	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役	中 西 智	当事業年度中に開催した11回の取締役会すべて、また11回の監査役会すべてに出席しております。高い見識と幅広い経験に基づき、取締役会では妥当性及び適正性を確保するための有益な発言を行い、監査役会では監査に関する重要事項の協議及び監査結果についての意見交換等を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社及び一部の子会社が保険料を全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約は、職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に生じた損害賠償金及び争訟費用を填補の対象としております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

書面交付請求用

科 目 (資 産 の 部)	金 額 百万円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 百万円
流動資産	73,290	流動負債	93,586
現金及び預金	20,156	支払手形及び買掛金	9,307
受取手形及び売掛金	12,483	短期借入金	37,893
棚卸資産	28,600	リース債務	1,173
その他	12,087	未払法人税等	1,346
貸倒引当金	△ 38	契約負債	5,927
		賞与引当金	2,336
		その他の引当金	119
		資産除去債務	26
		その他	35,456
固定資産	573,661	固定負債	407,574
有形固定資産	516,710	社債	185,000
建物及び構築物	182,353	長期借入金	132,337
機械装置及び運搬具	36,141	リース債務	16,919
土地	262,415	再評価に係る繰延税金負債	23,223
使用権資産	15,399	退職給付に係る負債	18,540
建設仮勘定	14,432	長期預り敷金保証金	27,802
その他	5,968	資産除去債務	3,097
		その他	652
無形固定資産	9,646	負債合計	501,161
のれん	1,008	(純 資 産 の 部)	
借地権	3,546	株主資本	141,273
その他	5,091	資本金	38,803
		資本剰余金	26,980
投資その他の資産	47,303	利益剰余金	75,842
投資有価証券	12,972	自己株式	△ 353
長期貸付金	1,341	その他の包括利益累計額	4,423
退職給付に係る資産	12,491	その他有価証券評価差額金	4,166
繰延税金資産	6,703	土地再評価差額金	△ 394
その他	14,313	為替換算調整勘定	△ 411
貸倒引当金	△ 518	退職給付に係る調整累計額	1,062
		非支配株主持分	93
		純資産合計	145,789
資産合計	646,951	負債純資産合計	646,951

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益		249,667
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	175,835	
販売費及び一般管理費	59,483	235,319
営業利益		14,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	372	
その他の収益	983	1,355
営業外費用		
支払利息	2,842	
その他の費用	126	2,968
経常利益		12,735
特別利益		
固定資産売却益	22	
工事負担金等受入額	2,135	
補助金	819	
受取補償金	114	
固定資産受贈益	0	
その他	14	3,107
特別損失		
固定資産除却損	389	
固定資産圧縮損	2,812	
減損損失	438	
事業撤退損	461	
その他	11	4,113
税金等調整前当期純利益		11,729
法人税、住民税及び事業税	3,430	
法人税等調整額	1,349	4,779
当期純利益		6,950
非支配株主に帰属する当期純損失		29
親会社株主に帰属する当期純利益		6,980

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目 (資 産 の 部)	金 額 百万円	科 目 (負 債 の 部)	金 額 百万円
流動資産	9,109	流動負債	46,919
現金及び預金	287	短期借入金	43,393
グループ預け金	437	未払金	2,892
未収収益	3	未払費用	459
前払費用	103	未払消費税等	32
未収入金	6,537	未払法人税等	13
未収還付法人税等	1,733	賞与引当金	76
その他	6	その他	52
固定資産	510,493	固定負債	326,600
有形固定資産	399	社債	185,000
建物	297	長期借入金	131,715
構築物	10	退職給付引当金	4,366
車両運搬具	13	債務保証等損失引当金	5,000
工具、器具及び備品	70	資産除去債務	52
建設仮勘定	8	繰延税金負債	399
無形固定資産	154	その他	65
ソフトウェア	98	負債合計	373,519
ソフトウェア仮勘定	37		
その他	18	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	509,939	株主資本	142,513
投資有価証券	6,863	資本金	38,803
関係会社株式	212,387	資本剰余金	29,806
長期貸付金	308,888	資本準備金	15,440
その他	6,945	その他資本剰余金	14,366
貸倒引当金	△ 25,144	利益剰余金	74,257
		その他利益剰余金	74,257
		繰越利益剰余金	74,257
		自己株式	△ 353
		評価・換算差額等	3,569
		その他有価証券評価差額金	3,569
資産合計	519,603	純資産合計	146,083
		負債純資産合計	519,603

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益		
関係会社受取配当金	7,829	
関係会社受入手数料	3,539	
施設賃貸その他収入	63	11,432
営業費用		
一般管理費	5,331	5,331
営業利益		6,100
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,111	
その他の収益	19	3,130
営業外費用		
支払利息	2,320	
その他の費用	76	2,396
経常利益		6,834
特別損失		
固定資産除却損	7	
貸倒引当金繰入額	1,668	
債務保証等損失引当金繰入額	789	
事業撤退損	29	2,495
税引前当期純利益		4,338
法人税、住民税及び事業税	△ 442	
法人税等調整額	155	△ 287
当期純利益		4,625

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

相鉄ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井紀彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山博樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、相鉄ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、相鉄ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

相鉄ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井紀彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中山博樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、相鉄ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針（株式会社の支配に関する基本方針）及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

相鉄ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	小	島	弘	㊟
常勤監査役	橋	本	暁彦	㊟
社外監査役	米	田	誠一	㊟
社外監査役	三	木	章平	㊟
社外監査役	中	西	智	㊟

以上

第155期定時株主総会招集ご通知 書面交付省略事項

事業報告

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容及び事業所等

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

相鉄ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面への記載を省略しています。

I 企業集団の現況に関する事項

7. 主要な事業内容及び事業所等

	主要な事業内容	事業所等
運輸業	鉄道業	相模鉄道(株) (本社：横浜市西区) 営業キロ44.4km、駅数29駅、客車426両
	バス業	相鉄バス(株) (本社：横浜市西区) 車両数330両
流通業	スーパーマーケット業	相鉄ローゼン(株) (本社：横浜市西区) そうてつローゼン三ツ境店 (横浜市瀬谷区) 他
不動産業	不動産分譲業	相鉄不動産(株) (本社：横浜市西区)
	不動産賃貸業	(株)相鉄アーバンクリエイツ (本社：横浜市西区) 新相鉄ビル (横浜市西区) 相鉄ビル (横浜市西区) 相鉄港南台ビル (横浜市港南区) 横浜駅西口地下街 (横浜市西区) 他 (株)相鉄ビルマネジメント (本社：横浜市西区) 相鉄ジョイナス (横浜市西区) 港南台バース (横浜市港南区) 他
ホテル業	ホテル業	相鉄ホテル(株) (本社：横浜市西区) 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ (横浜市西区) (株)相鉄ホテルマネジメント (本社：横浜市西区) 相鉄グランドフレッサ 東京ベイ有明 (東京都江東区) 相鉄グランドフレッサ 大阪なんば (大阪市中央区) ホテルサンルートプラザ新宿 (東京都渋谷区) 相鉄フレッサイン 東新宿駅前 (東京都新宿区) 他
その他	ビルメンテナンス業	相鉄企業(株) (本社：横浜市西区)

8. 従業員の状況

従業員数	前期末比
4,975名	64名減

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	74,368 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	22,305
株式会社横浜銀行	22,071
三井住友信託銀行株式会社	13,343
農林中央金庫	6,704

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 240,000,000株
2. 発行済株式の総数 98,145,499株 (うち自己株式 170,058株)
3. 株主数 42,293名 (前期末比 1,534名増)
4. 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,493 ^{千株}	8.66 [%]
小田急電鉄株式会社	4,302	4.39
株式会社三井住友銀行	4,094	4.17
株式会社横浜銀行	4,092	4.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,756	2.81
日本生命保険相互会社	2,339	2.38
相鉄共済組合	2,148	2.19
三井住友信託銀行株式会社	1,836	1.87
川崎信用金庫	1,830	1.86
株式会社大林組	1,312	1.33

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

IV 会計監査人の状況

1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

101百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

167百万円

3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき適切であると判断し、同意しております。

4. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務等を委託し、対価を支払っております。

5. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 解任又は不再任の決定の方針

当社の「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」は、以下のとおりであります。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に規定される解任事由に該当すると判断した場合に当該会計監査人を解任するほか、会計監査人に、会社法、公認会計士法等の法令に違反や抵触する行為若しくは公序良俗に反する行為があり、改善の見込みがないと認められると判断した場合、又は、会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」及び当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、相鉄グループサステナビリティ基本規程を定める。当社代表取締役社長を委員長とした相鉄グループサステナビリティ委員会を設置し、コンプライアンスを含めたサステナビリティ全般に関するモニタリング、評価分析を行うとともに、その下部組織として当社サステナビリティ担当役員を委員長とし、子会社のサステナビリティ担当役員を委員とする相鉄グループサステナビリティ推進会議を設置し、コンプライアンス体制の推進を図る。
- ② 当社は、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備及び維持を図るサステナビリティ部門を設置するとともに、内部監査部門がコンプライアンス体制の推進状況を監査する。
- ③ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実については、これらを防止又は早期発見し是正することを目的として、外部の窓口及びサステナビリティ部門を直接の情報受領者とする相鉄グループヘルプラインを整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規則及び文書取扱規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存及び管理する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、リスクマネジメント体制の基礎として、相鉄グループサステナビリティ基本規程及び危機管理内規を定める。事業の継続・安定的発展を確保していく体制を構築することにより損失を予防し、不測の事態が発生した場合には、相鉄グループ緊急時対策本部、相鉄グループ緊急時対策ユニット又は各社対策本部を設置し、損害の拡大防止及び危機の収束を図る。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。経営計画及び経営上の重要な業務執行に関する事項については、事前に常務会において審

議を行い、その審議を経て執行決定を行う。

- ② 取締役の業務執行については、職制や職務権限規則において、それぞれの責任者及び権限、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社における業務の適正を確保するための指針として、相鉄グループ経営理念を定める。
- ② 経営管理については、子会社は当社に対し、子会社からの協議・報告を定めた業務処理要綱に従い報告を行うとともに、当社は子会社に対し定期的にモニタリングを実施し、子会社における経営の健全性、効率性等の向上を図る。
- ③ 子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合にはサステナビリティ部門に報告する。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役会事務局に監査役の職務を補助する使用人を置き、これら使用人は取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない。また、これら使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得るものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制並びに当社に対する当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は当社の経営上重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
- ② 重要な稟議書面を監査役に回覧する体制により、監査役への適切な報告体制を確保する。また、必要に応じて専門家と意見交換を行える。
- ③ 相鉄グループヘルプラインに通報された案件については、当社及び子会社において対応した後、サステナビリティ部門より監査役へ報告する体制を確保する。ただし、当社及び子会社の取締役の関与が疑われる通報を受けた場合は、外部の窓口及びサステナビリティ部門より監査役へ適宜報告する。
- ④ 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を確保している。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項

監査役の監査業務にかかる費用については、社会通念上妥当と考えられる範囲において、他の費用と同様に会計処理・精算を行っている。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**(1) コンプライアンスに関する体制**

相鉄グループサステナビリティ基本規程を適切に運用し、当期においては、相鉄グループサステナビリティ委員会を4回開催し、同委員会においてサステナビリティ全般にわたる5件の議案を審議し、取組状況等として6件の報告を行った。

財務報告に係る内部統制については、相鉄グループ内部統制委員会を3回開催するとともに、対象会社による整備及び運用状況評価結果を内部監査部門が適切に検証・評価している。

(2) リスク管理に関する体制

当期においては、相鉄グループサステナビリティ基本規程及び危機管理内規に基づき、さまざまなリスクを予見・分析評価するとともに、損失を予防・軽減するための対策及び損害が発生した場合の対応並びに事後処理対策を行った。

(3) 子会社経営管理に関する体制

子会社の経営管理については、当社の経営戦略室が分掌し、文書化された業務処理要綱に従い事前協議、報告等を通じて効率的なモニタリングを実施している。また、子会社に対する経営管理及び経営指導においてコンプライアンスに抵触する可能性がある旨の通報等については、弁護士が対応する体制を整備している。

(4) 取締役の職務執行に関する体制

取締役会は、当期において11回開催され、法令及び定款で定められた事項をはじめ、経営上重要な事項について決議を行っている。また、常勤取締役で構成される常務会は、当期において27回開催され、取締役会の決議事項及び重要な事項について審議を行っている。

(5) 監査役の監査の実効性に関する体制

監査役会は、当期において11回開催され、各監査役からの報告を受け、協議及び決議を行っている。

監査役会事務局に取締役その他業務執行に係る管理職等の指揮命令を受けない使用人を置き、監査役の職務を補助している。また、当該使用人の人事異動及び人事評価については、事前に常勤監査役の同意を得た上で実施している。

監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べているほか、常勤監査役について

は常務会等重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べている。稟議書は実施書システムにより電子的に作成され、役員決裁事案について自動的に常勤監査役に報告されている。

当期の相鉄グループヘルプラインへの通報・取扱件数は26件で、対応が完了したものについてはサステナビリティ部門より適切に常勤監査役に報告されている。また、同ヘルプラインに通報等を行った者に対し、不利益な取扱いが行われていない。

監査役の職務について生ずる費用について、社会通念上妥当ではないと認められる場合を除き、速やかに処理している。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社の「株式会社の支配に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）は、以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社を支えるさまざまなステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えます。

当社は上場会社である以上、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が出現した場合に、当該行為を受け入れるか否かの最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、運輸業の安全性及び公共性を脅かすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、大規模買付行為を行う者が株主の皆様に対し、買付けに応じるか否かについて判断するための十分な情報や時間を提供しないもの、取締役会が大規模買付けに向けた提案を評価・検討し、代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反するものもありません。

よって当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間と情報の確保につとめる等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

当社は、基本方針実現のため、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向け

て以下の取り組み（以下、「本取り組み」といいます。）を実施しております。

相鉄グループは、「快適な暮らしをサポートする事業を通じてお客様の喜びを実現し、地域社会の豊かな発展に貢献します」という基本理念のもと、横浜駅と神奈川県央部を結ぶ鉄道路線を中心とし、それを補完するバス路線のネットワーク、そして沿線の宅地、商業施設等の開発をはじめとするさまざまな生活関連サービスを沿線で暮らしているお客様に提供するという事業構造によって成長してまいりました。

地域密着型の事業を中心としている相鉄グループにとって、地域社会はお客様そのものであります。輸送及び食の安全の確保、お客様視点での接遇及びCSの向上、従業員満足度向上のための働きやすさの向上等、日々の仕事の積み重ねや、そこで働く社員を大切に思う気持ちがお客様をはじめとするステークホルダーの信頼確保につながるものであり、これこそが相鉄グループの企業価値の源泉であると認識しております。

現在、相鉄グループは長年にわたる相鉄線沿線地域での事業展開により培ってきたお客様からの信頼を活かして競争力を高め、「地域ナンバーワンの快適生活応援企業グループ」となることをめざし、既存事業における「構造改革の断行」と新たな「稼ぐ力の強化」への取り組みとともに、「選ばれる沿線の創造」と「事業領域の拡大」、持続可能な社会の実現と企業価値向上の両立を企図したサステナビリティ経営を推進しております。

2019年11月に開業したJR線との相互直通運転に加えて、2023年3月には東急線との相互直通運転が開業し、新幹線へのアクセス向上、東京都心への速達性向上、シームレス化による広域ネットワーク形成が実現いたしました。相鉄線沿線の利便性や、沿線の将来性及びポテンシャルへの期待感が大いに高まるなか、引き続き、鉄道業におけるさらなるサービスの充実や、沿線の開発に積極的に取り組み、沿線価値の向上と相鉄ブランドの維持及び形成に努め、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化することで株主の皆様のご期待にこたえていくとともに、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスの徹底などコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

(3) 本取り組みに関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本取り組みは、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に向けて取り組むものであります。

このため、当社取締役会は、本取り組みが基本方針に沿い、株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	38,803	26,980	71,801	△ 348	137,237
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,939		△ 2,939
親会社株主に帰属する当期純利益			6,980		6,980
自己株式の取得				△ 5	△ 5
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	0	4,041	△ 5	4,036
当期末残高	38,803	26,980	75,842	△ 353	141,273

	その 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	2,651	△ 394	△ 608	741	2,389	80	139,707
当期変動額							
剰余金の配当							△ 2,939
親会社株主に帰属する当期純利益							6,980
自己株式の取得							△ 5
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,514	-	197	320	2,033	13	2,046
当期変動額合計	1,514	-	197	320	2,033	13	6,082
当期末残高	4,166	△ 394	△ 411	1,062	4,423	93	145,789

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 35社

主要な連結子会社の名称 相模鉄道(株)、相鉄バス(株)、相鉄ローゼン(株)、相鉄不動産(株)、(株)相鉄アーバンクリエイティブ、(株)相鉄ビルマネジメント、相鉄ホテル(株)、(株)相鉄ホテルマネジメント、相鉄企業(株)

当連結会計年度において、Sotetsu International Taiwan Co., Ltd.を新たに設立し、連結の範囲に含めております。また、連結子会社であった(株)キャピタルプロパティーズは、連結子会社である(株)相鉄アーバンクリエイティブと合併したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

すべての関連会社に持分法を適用しております。

MEGA SPACE 1 Co., Ltd.他1社

(2) 持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)相鉄インターナショナル韓国ほか7社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(イ) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

商品及び製品……………主に売価還元原価法

仕掛品……………個別法

原材料及び貯蔵品……………主に移動平均法

販売用不動産……………個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (ア) リース資産及び使用権資産以外の固定資産
定率法及び定額法を採用しております。
1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (イ) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (ウ) 使用権資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 工事負担金等の圧縮記帳処理
鉄道業における連続立体交差化工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等の受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- (ア) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (イ) 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- (ア) 運輸業
乗車券類を購入した顧客に対し、旅客の運送サービスの提供を行う義務を負っております。定期外収入は、切符やICカード乗車券の利用などによる運輸収入で、顧客に運輸サービスを提供した時点で履行義務が充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。定期収入については、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されるものであり、有効期間に応じて収益を認識しております。
- (イ) 流通業
スーパーマーケット業は、主にスーパーマーケット各店における食品等物品販売を行う事業であり、顧客に対し、商品を引き渡す義務を負っております。食料品等の物品販売に係る収益については、商品を顧客に引渡しした時点で履行義務が充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。
- (ウ) 不動産業
不動産分譲業は、用地の仕入れから施工まで行った各分譲住戸を顧客に販売する事業であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡し時点において収益を認識しております。

不動産賃貸業は、主に横浜地域において保有するオフィスビル及び商業施設等の賃貸を行う事業であり、当該不動産の賃貸による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(エ) ホテル業

ホテル業は、主に宿泊施設の提供並びにこれに付随するサービスを提供する事業であり、顧客との宿泊契約に基づきサービスを提供する義務を負っております。室料収入については宿泊期間に応じて履行義務が充足されるものであり、当該期間に応じて収益を認識しており、付随サービスについてはサービスを提供した時点で履行義務が充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(ア) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法又は定率法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(ウ) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(エ) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間（10～20年）を合理的に見積り、均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合には一括償却しております。

(オ) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

II. 収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	運輸業	流通業	不動産業	ホテル業		
鉄道業	28,978	—	—	—	—	28,978
バス業	5,889	—	—	—	—	5,889
スーパーマーケット業	—	85,746	—	—	—	85,746
その他流通業	—	7,615	—	—	—	7,615
分譲業	—	—	33,538	—	—	33,538
賃貸業	—	—	3,687	—	—	3,687
ホテル業	—	—	—	34,614	—	34,614
その他	—	—	—	—	18,562	18,562
顧客との契約から 生じる収益	34,867	93,362	37,225	34,614	18,562	218,632
その他の収益 (注) 2	221	586	29,202	884	140	31,035
外部顧客への営業収益	35,088	93,948	66,428	35,499	18,703	249,667

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ビルメンテナンス業等の事業を含んでおります。

(注)2. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれる賃貸収入等です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	11,882
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	12,217
契約負債 (期首残高)	4,421
契約負債 (期末残高)	5,927

契約負債の主な内容は、運輸業における定期券収入について、定期券の有効期間に応じた日割り計算により収入を計上しておりますが、当連結会計年度末において、有効期間が到来していない残高であります。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,268百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,505百万円増加した主な理由は、分譲業において、引き渡し前の分譲マンション等の代金・手付金が増加したためであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要なものはありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 国内宿泊特化型ホテルの固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産20,875百万円及び無形固定資産2,253百万円
減損損失152百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として店舗等の、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定いたします。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上いたします。

回収可能価額は将来キャッシュ・フローを資本コストで割り引いて算出される使用価値を用いております。また、国内宿泊特化型ホテルの将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、客室稼働率や平均客室単価を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は、訪日外国人需要見込みや国内の観光・ビジネス需要見込みを反映しており不確実性を伴います。これらの主要な仮定は最善の見積りを前提にしておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(2) 韓国宿泊特化型ホテルの固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産9,169百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として店舗等の、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を資金生成単位グループとしております。

減損の兆候があると認められる場合には、減損テストを実施いたします。減損テストにあたっては、回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のいずれか高い価額）が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上いたします。

当連結会計年度においては、減損の兆候があると判断された資産グループについて、当該資産グループの継続的使用から生じる使用価値が固定資産の帳簿価額を上回ると判断したため、減損損失を認識しておりません。

回収可能価額は将来キャッシュ・フローを資本コストで割り引いて算出される使用価値を用いております。また、使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としてお

り、客室稼働率や平均客単価を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は、訪韓外国人需要見込や国内需要見込を反映しており不確実性を伴います。これらの主要な仮定は最善の見積りを前提にしておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(3) 鉄道事業の固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産133,716百万円及び無形固定資産4,228百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を基準としてグルーピングを行っております。鉄道事業の固定資産については、路線全体でキャッシュ・フローを生み出していることから、全路線を1つの資産グループとしております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定いたします。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上いたします。

当連結会計年度においては、減損の兆候があると判断された資産グループについて、当該資産グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断したため、減損損失を認識しておりません。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、旅客運輸収入における輸送人員を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する社会的な構造変化の影響を含んでおり不確実性を伴います。これらの主要な仮定は最善の見積りを前提にしておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

2. 国内通算グループ会社における繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産6,703百万円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社及び国内連結子会社（以下「通算グループ会社」といいます。）の繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は14,603百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額23,515百万円から評価性引当額8,912百万円が控除されております。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

また、繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる通算グループ会社の将来の課税所得の発生額の見積りは、事業計画を基礎としております。鉄道業における輸送人員や宿泊特化型ホテルの客室稼働率及び平均客室単価を主要な仮定として織り込んでおります。これらの仮定は、鉄道業における新型コロナウイルス感染症の流行に起因する社会的な構造変化の影響及び、宿泊特化型ホテルにおける外国人需要見込みや国内の観光・ビジネス需要見込みを反映しており、不確実性を伴います。これらの主要な仮定は最善の見積りを前提にしておりますが、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

(1) 財団抵当に供されている資産（鉄道財団）

担 保 資 産		担保に係る債務	
資産の種類	簿 価 (百万円)	債務の名称	金 額 (百万円)
建物及び構築物	71,195	短期借入金	7,225
機械装置及び運搬具	32,054	長期借入金	66,614
土地	26,827		
その他（有形固定資産）	812		
借地権	1,164		
合計	132,054	合計	73,840

(2) 借入金等の担保に供されている資産

担 保 資 産		担保に係る債務	
資産の種類	簿 価 (百万円)	債務の名称	金 額 (百万円)
その他（投資その他の資産）	121	その他（流動負債）	178
合計	121	合計	178

2. 有形固定資産の減価償却累計額 418,583百万円

3. (1) 固定資産の取得原価から直接減額した
工事負担金等の圧縮記帳累計額 118,127百万円
(2) 収用等の代替資産についての圧縮額 8百万円

4. 事業用土地の再評価

連結子会社である相鉄企業(株)及び(株)相鉄アーバンクリエイツは、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額からこれを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

相鉄企業(株)

(1) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整（奥行価格補正等）を行って算定いたしました。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

0百万円

(株)相鉄アーバンクリエイツ

(1) 再評価を行った年月日 2000年3月31日及び2001年2月28日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

〔土地の再評価に関する法律施行令〕(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額及び同施行令第2条第3号に定める地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定しました。

5. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	2,422百万円
仕掛品	17百万円
原材料及び貯蔵品	1,205百万円
販売用不動産	24,955百万円

V. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは物件ごとや店舗ごとなど、管理会計上の区分に従いグルーピングしております。当連結会計年度において、営業損益が悪化し短期的な業績の回復が見込まれない資産グループ等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として438百万円を計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算出しております。

場所	用途	種類
京都府京都市下京区他	宿泊特化型ホテル他	その他(有形固定資産)等

2. 事業撤退損

事業撤退損は、那須地域におけるリゾート事業からの撤退に伴う損失であります。

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式数

普通株式 98,145,499株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 2022年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,959百万円
1株当たりの配当額	20円00銭
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 2022年11月2日の取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	979百万円
1株当たりの配当額	10円00銭
基準日	2022年9月30日
効力発生日	2022年12月1日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議する予定です。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,469百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	15円00銭
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産及び短期的な預金等に限定しております。資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、また、リース債務は主に一部の在外連結子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したもので、償還日は最長で決算日後24年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

長期預り敷金保証金は、主として不動産業に係るものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門において主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨預金については、定期的に為替相場を把握し、為替変動リスクを管理しております。

借入金に係る支払金利の変動リスク及び為替変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の管理体制については、デリバティブ取引執行に関する規程を設けており、これに基づき執行しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 社債	185,000	179,164	△5,836
(2) 長期借入金(注)2	151,571	150,296	△1,274
負 債 計	336,571	329,460	△7,110

- (注)1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。
- (注)2. 「(2) 長期借入金」に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内に返済予定の長期借入金を含めております。
- (注)3. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。なお、匿名組合出資金は時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用しており、時価開示の対象とはしておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	3,964
匿名組合出資金	1,100

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	179,164	—	179,164
長期借入金	—	150,296	—	150,296
負 債 計	—	329,460	—	329,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の長期借入金の時価については金利スワップの対象とされていることから、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、神奈川県その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
280,253	431,600

(注)1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注)2.当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」による方法又は一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,487円07銭
1株当たり当期純利益	71円25銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当期首残高	38,803	15,440	14,366	29,806	72,570	72,570
当期変動額						
剰余金の配当					△ 2,939	△ 2,939
当期純利益					4,625	4,625
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	0	0	1,686	1,686
当期末残高	38,803	15,440	14,366	29,806	74,257	74,257

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	△ 348	140,832	2,129	2,129	142,961
当期変動額					
剰余金の配当		△ 2,939			△ 2,939
当期純利益		4,625			4,625
自己株式の取得	△ 5	△ 5			△ 5
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			1,440	1,440	1,440
当期変動額合計	△ 5	1,681	1,440	1,440	3,122
当期末残高	△ 353	142,513	3,569	3,569	146,083

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産……………定額法
- (2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理の方法
過去勤務費用は発生事業年度から、数理計算上の差異は発生の翌事業年度から、それぞれ発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により、費用処理することとしております。
- (4) 債務保証等損失引当金……………関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 関係会社受入手数料収入に係る収益認識

当社は、グループの経営戦略を立案及び推進する役割を担っており、子会社との契約内容に応じたグループ経営戦略を立案及び推進する義務を負っています。当該履行義務は契約期間に応じて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたって収益を認識しております。

- ② 関係会社受取配当金に係る収益認識
配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) ヘッジ会計の処理
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
- (4) グループ通算制度の適用
当社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債399百万円

- ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は3,277百万円であり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の総額19,778百万円から評価性引当額16,501百万円が控除されています。繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しています。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる主要な仮定や翌事業年度の計算書類に与える影響については、連結計算書類「注記事項（会計上の見積りに関する注記）」の内容と同一であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. グループ預け金
当社グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的として相鉄ビジネスサービス(株)（当社の全額出資会社）に対して預け入れた額であります。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 801百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
- | | |
|----------------|------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 6,951百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 308,949百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 8,145百万円 |

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	11,414百万円
営業費用	1,766百万円
営業取引以外の取引高	2,980百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数	
普通株式	170,058株

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	(単位：百万円)
貸倒引当金	7,689
関係会社株式	5,066
退職給付関係	3,524
税務上の繰越欠損金	1,793
債務保証等損失引当金	1,529
賞与引当金	23
その他	152
繰延税金資産小計	19,778
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,793
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 14,707
評価性引当額	△ 16,501
繰延税金資産合計	3,277
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 2,098
その他有価証券評価差額金	△ 1,572
その他	△ 6
繰延税金負債合計	△ 3,676
差引：繰延税金負債の純額	△ 399

2. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い

当社は、当事業年度の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)相鉄アーバンクリエイツ	所有 直接 100%	兼任 3名	資金の貸付他	利息の受取	1,533	長期貸付金	136,900
子会社	相模鉄道(株)	所有 直接 100%	兼任 6名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額) 被債務保証(注)2	625 △3,000 343,719	長期貸付金	83,000
子会社	(株)相鉄ホテル開発	所有 直接 100%	兼任 3名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	506 6,093	長期貸付金	51,965
子会社	相鉄不動産(株)	所有 直接 100%	兼任 3名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	135 11,000	長期貸付金 短期借入金	23,000 5,500
子会社	相鉄ビジネスサービス(株)	所有 直接 100%	兼任 2名	資金の借入他	CMS(注)3 業務委託	972	グループ預け金	437
子会社	(株)相鉄ホテルマネジメント	所有 直接 100%	兼任 3名	資金の貸付他	利息の受取 資金の貸付(純額)	123 △1,000	長期貸付金	10,000

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 被債務保証は当社の銀行借入等に対して行われているものであります。
3. 当社は、相鉄グループ内の資金を一元化し、効率的に活用することを目的としたキャッシュマネジメントサービスの基本契約に基づくCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用しております。よって、グループ預け金又はグループ短期借入金の残高は日々変動しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。
4. (株)相鉄ホテルマネジメントに対する貸倒懸念債権に対し、9,730百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において△971百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
5. (株)相鉄ホテル開発に対する貸倒懸念債権に対し、14,691百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,475百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(株)相鉄アーバンクリエイツ、相模鉄道(株)、相鉄不動産(株)、(株)相鉄ホテル開発及び(株)相鉄ホテルマネジメントに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,491円02銭
1株当たり当期純利益	47円22銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

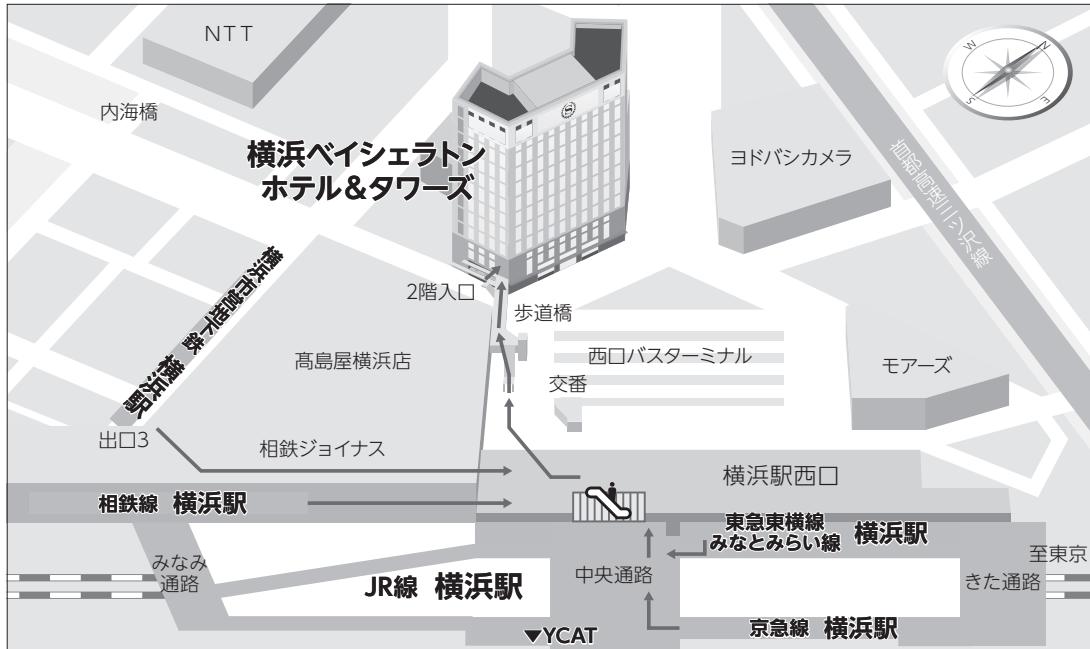
該当事項はありません。

株主総会会場ご案内図

■会場

横浜ベイシェラトン ホテル& Towers 「日輪」(5階)

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045)411-1111(代表)



 **ライブ配信のご案内**
株主総会の模様については、下記ウェブサイトにおいてライブ配信をいたします。
<https://sswp.smartstream.ne.jp/sotetsu155/>



議決権の事前行使にご協力ください

株主総会当日は、当社役員、係員等においては、軽装(ワークビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

株主総会での株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。